

# 皐ヶ丘集会所使用規則

平成 6年 4月 1日 制定  
平成14年 4月 1日 改正  
平成22年 4月 1日 改正

## 第1条（目的）

この規則は、皐ヶ丘自治会（以下「自治会」という）及び皐ヶ丘住民の諸活動を助長するために設置された皐ヶ丘1丁目・3丁目集会所（以下「集会所」という）の適正な管理と運営を図ることを目的とする。

## 第2条（使用できる者）

集会所を使用できる者は、自治会をはじめ、桜ヶ丘ハイツの住民で構成する組織（会）及び桜ヶ丘ハイツに居住する住民とする。

但し、上記以外の者から使用の申込みがあったときは、自治会長は使用の目的・内容等を審査のうえ許可することができる。

## 第3条（使用目的）

(1) 集会所の使用は、次の目的による場合を原則とする。

但し、特定の政治的及び宗教的活動を目的とする使用はできないものとする。

①官公庁等が必要とする場合。

②自治会等の役員会の開催、その他自治会等が主催する行事。

③自治会員の会合、その他会員が主催する諸行事。

④自治会員が使用し、もしくは参加する物品展示会、各種けいこ事、講習会等の催物。

⑤自治会員の冠婚葬祭の行事

⑥その他、使用の目的を考慮し自治会長、副会長、部長（以下「自治会執行部」という。）が必要と認めた場合。

(2) 第3条の各項目優先順位については申込み順とする。

但し、例外として町内仏事を優先するが、緊急時においては自治会長が判断するものとする。

## 第4条（管理運営の方法）

集会所の管理運営は、自治会執行部が協議して行うものとする。

但し、緊急時においては自治会長が判断するものとし、後日執行部に報告するものとする。

集会所・事務所内は禁煙とする。 （※集会所玄関に喫煙所が設置）

## 第5条（申込みの手続き）

集会所の申込みは、皐ヶ丘集会所使用細則の定めるところに基づいて申込みものとする。

## 第6条（使用許可の変更等）

(1) 自治会長は、必要があると認めるときは、あらかじめ又は使用中において使用者に対して使用条件を附することができる。

(2) 自治会長は、必要があると認めるときは使用の許可を取り消すことができる。

(3) 自治会長は、使用者の責に帰すべき損害が発生したと認めるときは、使用責任者に必要な弁償を要求することができる。

## 第7条（使用者の責任）

使用者及び使用責任者は、集会所の使用について次のことを厳守するとともに、集会所の建物、什器その他に損害を与えたときは必要な弁償をしなければならない。

- (1) 火気には充分注意を払い、灰皿の後始末には特に火の気の残存しないことを確認すること。
- (2) 使用後の清掃(必ず掃除機をかける)と整理整頓に努めること。
- (3) 騒音、けんかにわたる行為、その他風紀上好ましくない行動をしないこと。
- (4) 建物、壁等に釘打ち、貼紙をしないこと。
- (5) 私物を集会所内外に置かないこと。
- (6) 使用時間を守ること。
- (7) ごみは、必ず持ち帰ること。
- (8) 消灯、ガス栓の元締め、施錠を確認すること。
- (9) 使用細則・第6条、第7条・第8条を遵守すること。

#### **第8条 (使用時間)**

集会所の使用時間は、午前10時から午後9時までとする。

但し、自治会長が必要と認めるときは時間を繰上げ又は延長することができる。

#### **第9条 (雑則)**

この規則の運営上疑義が生じたとき並びにこの規則の改廃は、自治会執行部で審議の上決定する。

#### 附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

# 皐ヶ丘集会所使用細則

平成 6年 4月 1日 制定

平成14年 4月 1日 改正

平成20年10月 1日 改正

平成22年 4月 1日 改正

## 第1条（目的）

この細則は、皐ヶ丘集会所使用規則に基づく集会所の適正な運営、管理をはかることを目的とする。

## 第2条（使用の方法）

皐ヶ丘集会所の使用方法は、随時及び定時とする。

- (1) 随時は、1日のうち午前・午後・夜間又は1日を使用する場合とする。
- (2) 定時は、一定期間（1ヶ月単位とする）における特定日の特定時間に使用する場合とする。

## 第3条（使用時間）

集会所の使用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 午前の使用は、10時～12時とする。
- (2) 午後の使用は、13時～17時とする。
- (3) 夜間の使用は、18時～21時とする。

## 第4条（休館）

(1) 集会所の休館は次のとおりとする。

①8月13日～8月17日及び12月28日～翌年1月5日までとする。

②その他自治会執行部が定める日（但し、事前に周知する）

(2) 自治会執行部は、特に必要があると認めるときは、前項にかかわらず使用を許可することができる。

## 第5条（使用料）

(1) 公共機関及び皐ヶ丘自治会の使用は無料とし、その他の使用については全て有料とする。

(2) 使用料は、別に規定する「皐ヶ丘集会所使用料一覧表」のとおりとする。

(3) 使用料は、使用申込書とともに事務員に納入するものとする。

(4) 定時使用料の納入は、原則として月単位で行うものとする。

(5) 下記団体及び機関は、使用料（冷暖房費を除く）の半額を免除する。

- ・皐クラブ、子供会、青少年スポーツ団体、小中学校PTA(会議のみ)、ミニデイサロンふれあいさつき、交通安全協会、体育振興会、青少年市民会議、夢クラブ、花の会
- ・その他、事前に申請があり自治会執行部が認めた団体、機関等

## 第6条（申込み）

(1) 集会所使用の申込みは、使用予定日の一週間前までに行うものとする。

但し、使用の申込みが重複しない場合は、随時使用の申込みを行うものとする。

(2) 使用申込みは、皐ヶ丘自治会事務所に備え付けの使用申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ事務員に提出する。

(3) (2)の申込みを変更しようとするときは、すみやかに事務員に報告するものとする。

(4) 定時の申込みは、原則として月単位で申込みを行うものとする。

(5) 使用責任者は、皐ヶ丘集会所使用規則第7条を遵守するものとし、集会所の使用後において「安全点検確認書」（様式2）を提出するものとする。

## 第7条（申込みの受付）

申込み方法は、事務員の勤務時間内において、電話又は直接来所のうえ申込みものとする。

## 第8条（鍵の貸出と返却）

鍵の貸出と返却は、事務員の勤務時間内（平日の月曜日～金曜日は午前10時～12時と午後1時～4時まで）とし、これによることができない場合は次のとおり取扱うものとする。

但し、事務員の勤務時間外及び不在のときで、自治会長がやむを得ないと認める場合は、総務部長が鍵の貸出、返却の職務を代行する。

### （1）鍵の貸出

- ①火曜日～土曜日の午前10時以前に使用する場合 ……………前日貸出
- ②月曜日～金曜日の午後4時以降に使用の場合 ……………当日貸出
- ③月曜日の午前10時以前、土曜日の午後1時以降、日曜日に使用の場合 ……………前日貸出
- ④祝日に使用の場合 ……………前日貸出
- ⑤貸出日が日・祝日になる場合は、その前日とする。

### （2）鍵の返却

- ①月曜日～金曜日の午後4時以降に終了の場合 ……………翌日午前中に返却
- ②土曜日の午後・日曜日に使用の場合 ……………月曜日午前中に返却
- ③祝日に使用の場合 ……………翌日午前中に返却
- ④返却日が日・祝日になる場合は、その翌日とする。

## 第9条（使用の調整）

集会所の使用は、原則として申込み日時の早いものが優先する。

但し、使用申込みの日時が重なった時は、自治会執行部は使用の目的等を考慮して使用者を変更することができる。

## 第10条（雑則）

この細則の運営上疑義が生じたとき並びにこの細則の改廃は、自治会執行部で審議のうえ決定する。

## 附 則

この細則は、平成20年10月 1日から施行する。  
この細則は、平成22年 4月 1日から施行する。

# 皐ヶ丘集会所使用料一覧表

H22.4

皐ヶ丘自治会

## 1. 使用できる人

皐ヶ丘自治会をはじめ、桜ヶ丘ハイツの住民で構成する組織(会) および桜ヶ丘ハイツに居住する住民。

## 2. 使用目的

※葬儀を最優先とする。

- ①自治会等役員会の開催、その他自治会等が主催する行事
- ②自治会の会合、その他会員が主催する諸行事
- ③自治会員が使用し、もしくは参加する各種稽古事、講習会等の催事
- ④自治会員の冠婚葬祭の行事

## 3. 申込方法

- ①自治会事務所にて〔皐ヶ丘集会所申込書〕に必要事項を記入し申込みをする。
- ②申し込み受付、鍵の受渡しは、事務員の勤務時間内とする。(下表参照)

* 月曜日～金曜日	午前 10時～12時迄 午後 1時～ 4時迄
-----------	---------------------------

- ③集会所休館日は原則として使用できない。(下表参照)

* 集会所休館日	8月13日～8月17日迄 12月28日～翌年1月5日迄
----------	--------------------------------

## 4. 使用料金

料 金		午 前	午 後	夜 間
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
自治会員の使用 《1・3丁目集会所》	和室	500	600	500
	洋室	800	900	800
自治会員の営利使用 《1・3丁目集会所》	和室	1,000	1,200	1,000
	洋室	1,600	1,800	1,600
自治会員の葬儀による使用	和・洋	(使用料)+(冷暖房費 5,000円)		
自治会員以外の使用 《1・3丁目集会所》	和室	1,000	1,200	1,000
	洋室	1,600	1,800	1,600
自治会員以外の営利使用 《1・3丁目集会所》	和室	1,500	1,800	1,500
	洋室	2,400	2,700	2,400

冷暖房使用料 暖房(エアコン)・冷房(クーラー) 100円/時間

【下記団体および機関は、上記使用料(冷暖房費を除く)の半額を減免する】

※使用する際には、申込用紙に代表者名を記入し提出する。

- ・皐クラブ ・子供会 ・青少年スポーツ団体 ・小中学校PTA(会議のみ)
- ・ミニデイサロンふれあいさつき
- ・交安協、体育振興会、青少年市民会議、夢クラブ、花の会
- ・その他、事前に申請があり自治会執行部が認めた団体、機関等

## 5. 鍵の貸出しと返却

- ①鍵の貸出し⇒事務所内(業務時間内のみ)。
- ②鍵の返却⇒平日4時以降、土、日、祝日に使用の場合、必ず翌日に確認書と共に返却する。

## 6. 使用上の注意 (別紙『集会所使用上の注意事項』参照)

- ・使用後は必ず、掃除機をかける、ごみは持帰る、確認書の項目をチェックする。

# 集会所使用上の注意事項

皐ヶ丘自治会

1. 使用時間は厳守して下さい。
2. ごみは必ず持ち帰って下さい。
3. ガス、湯沸かし器、ストーブの使用には充分注意し、使用後の消火やガス栓の元締め等には細心の注意を払って下さい。
4. 室内は禁煙です。  
喫煙コーナーで喫煙して下さい。
5. 私物は集会所内外に放置せず、持ち帰って下さい。
6. 騒音等近隣に迷惑のかからないよう留意して下さい。
7. 建物、壁等に釘打ちや貼り紙をしないようにして下さい。
8. 台所で調理、室内でコンロ等の使用は禁止です。
9. 建物内で、激しい運動や、走り回ったりしないで下さい。
10. 使用後は、清掃(必ず掃除機をかけて下さい)と整理整頓を行って下さい。
11. 消灯、施錠の確認を必ず行って下さい。
12. 鍵は、安全点検確認書と一緒に返却して下さい。

## 鍵の返却について

平日4時以降および土・日・祝日に使用の場合は、ポストに鍵を入れなくて、必ず翌日に返却して下さい。

- \* 鍵の貸出しは、事務所内（業務時間内）のみとします。  
事務所業務時間外で必要な場合、総務部長まで連絡して下さい。

## ※駐車についてのお願い

近隣に迷惑（無余地駐車、道路の両側駐車、車庫周辺の駐車等）がないよう注意願います。

# 安全点検確認書

平成 年 月 日

梶ヶ丘自治会長 様

団体名

責任者

電 話

下記点検確認事項を 時 分に確認しました。

## 点 検 確 認 事 項

- 机、座布団、その他（ ）の備品を所定の場所に戻した。
- 換気扇、扇風機、ストーブ、エアコン、クーラーの電源を切った。
- ストーブは、消火して所定の場所に戻した。
- 湯のみ・コップは、洗って所定の場所に戻した。
- 部屋（床）に掃除機をかけた。
- 戸・窓の施錠、カーテンを閉めた。
- 消灯、ガスの元栓を閉めた。
- ごみの置き忘れがないか確認した。
- 玄関の施錠をした。

『安全点検確認書』と『鍵』は、翌日返却して下さい。